平成30年度補助対象事業を募集します!

補助金

NPO等人権相談活動支援事業

NPO法人や市民活動団体が専門性を発揮して行う 相談活動や人材育成等について、事業費の一部を補助します。

1 補助の対象

次のいずれにも該当する県内NPO法人又は市民活動団体に限ります。

- (1) 人権相談、人権擁護に関する事業を3年以上行っていること
- (2) 定款または規約をもち、これまでの事業実績を証明できること



2 補助額

補助額は補助対象経費の2分の1以内で、10万円を上限とします。人権啓発イメージキャラクター 「こころちゃん」

- 3 補助の対象となる人権活動の例(対象経費は裏面参照)
 - ○講演会を実施したい。 ○ホームページを改修したい。
 - ○学習会をしたい。 ○相談会や親の会をひらきたい。
 - 〇リーフレットやチラシを作りたい。 〇研修を受講したい。
 - ※定例的な事業の場合は、その事業に新たな企画等を加えてステップアップ(効率化・ 改善していると認められることに限り対象とします。

補助の例

講演会講師旅費・謝金:100,000円/1回×1人…100,000円 講演会チラシ作成:70,000円/1回….70,000円

170,000円

補助額1/2 85,000円

4 申請

申請方法は裏面に記載してあります。 各種申請書はこちらからダウロードできます。 大分県 人権・同和対策課

検索

5 留意事項

- ◆国又は県及びそれらが支出する財団法人等から助成金を受けている事業は対象外です。
- ◆平成31年3月末までに実施される事業に限ります。
- ◆NPO法人については、県民活動支援室に事業報告書を提出しており、活動実績が確認で きることを条件とします。
- ◆任意団体については、過去の活動実績を証明する書類の提出を要します。

(募集期間)

平成30年4月9日(月)から平成30年5月11日(金)まで

【お問い合わせ先・ご提出先】

大分県生活環境部人権・同和対策課 調整班 担当:安倍(あんべ) 〒870-8501 大分市大手町3-1-1 電話 097-506-3173

1. 応募手続き

- ①事前相談(この事業は対象になるの?等、お気軽にご相談ください。) 4/9(月)~5/10(木)
- ②事業計画書等の提出

書類	NPO法人	任意団体
事業計画書(第1号様式)	0	0
団体調書(第2号様式)	×	0
活動を証明する書類(資料、相 談履歴、写真等)	×	0
定款、規約	×	0

(NPO法人については、県民活動支援室に提出している 事業報告書により実績等を確認するため、団体調書の 提出は不要です。)

募集期間終了後、資格審查•事業内容審查

5 月下旬

③認定された事業については申請書を提出

5月下旬~6月上旬

2. 交付対象経費

◆大分県内において実施する人権講演会、相談活動に関する経費

◆相談活動のための基盤整備に関する費用

項目	内容	対象外経費	
報償費	講演会の外部講師等に対する謝礼	①団体の構成員に対する給与、	
旅費交通費	外部講師交通費NPO等職員の人材育成のための県外旅費等	賃金 ②事務室の賃借料、リース料、 通信費、光熱水費等団体の経常	
印刷製本費	団体案内用リーフレット、チラシ等印刷代	的な活動に係る経費	
使用料及び賃借料	会場借上料、機器等の賃借料	③飲食費(会議等の茶代、弁当 代)	
委託費	ホームページの作成、改修にかかる費用	④机、椅子等事務所用備品の購 入経費	
需用費	事業の実施に必要な事務消耗品NPO職員の資質向上のための書籍等購入費	⑤領収書がないなど、支出の根 拠が確認できない経費	
その他	人権相談、人権啓発に必要と認められる経費	⑥その他人権相談、権利擁護に 必要な支出と認められない経費	

3. 補助事業の流れ

事前相談、申請手続きや書類作成のアドバイスも致します! 詳しくはお問い合わせ下さい。

事前相談 事業計画書提出 (審査→認定)

交付申請

事業実施

実績報告書提出

請求書提出 補助金交付